

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの
柔軟な運用を求める意見書

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向け、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されており、同法に基づいて、個々の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえて支給が決定される、家事援助や通院等介助などの「障害福祉サービス」の運用が行われている。

しかしながら、障がい者雇用枠などで一般企業に就労している障がい者にとって、当該サービスの利用条件等は就労実態と合致しておらず利用しづらいことから、就労継続が困難になるケースも生じている。

よって、国会及び政府においては、障がい者が社会に出て働く多様で豊かな意義を十分考慮し、一般企業で就労する障がい者の現状に即した障害福祉サービスの柔軟な運用を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ
山口かずさ議員及び市民ネットワーク北海道石川さわ子議員